



# 金沢市公報

第3171号

令和7年(2025年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●告 示

○地縁による団体の告示された事項の変更につ

いて

(市民協働推進課)

1

## ●監査公表

○監査公表(第2号)

(監査事務局) 2

## ●公告

○開発行為に関する工事の完了について

(建築指導課)

1

## 告 示

## ●金沢市告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年2月12日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
二ツ寺町町会	代表者の氏名及び住所	寺西 健 金沢市二ツ寺町イ61番地1	村井 岩男 金沢市二ツ寺町イ36番地1	令和7年 1月1日
北塙町町会	代表者の氏名及び住所	塙本 克宣 金沢市北塙町西380番地2	島谷 博文 金沢市北塙町西359番地	令和7年 1月1日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	中野 聰 金沢市もりの里3丁目47番地	本郷 康智 金沢市鈴見町ニ31番地2	令和7年 1月5日
福増南町町会	代表者の氏名及び住所	濱田 幸治 金沢市福増町南1165番地	石坂 和久 金沢市福増町南355番地1	令和7年 1月12日
蚊爪町町会	代表者の氏名及び住所	西田 健正 金沢市蚊爪町は82番地	川岸 将門 金沢市蚊爪町ム117番地	令和7年 1月19日
五郎島町町会	代表者の氏名及び住所	河二 敏雄 金沢市粟崎町5丁目32番地2	音地 健一 金沢市粟崎町ホ110番地38	令和7年 1月20日

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年2月12日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市西泉5丁目27番1及び27番3から27番6まで	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市西泉5丁目27番 6

## 監査公表

## ●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年2月12日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高			誠
金沢市監査委員	源	野	和	清

## 1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年1月15日  
 (2) 措置を講じた局等 総務局総務課、総務局デジタル行政戦略課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日（平成26年監査公表第6号）  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(3) 増収等に向けた取組について  本市の施設に設置される自動販売機については、平成24年度末で259台あり、使用許可や条例に基づき設置されており、貸付制度の導入事例は全くない。他都市においては貸付制度を導入、競争入札を実施することで大幅な増収を図っている事例、自動販売機以外にも駐車場や売店に貸付制度を導入し、大きな成果を上げている事例があることからも、本制度は増収のための有効な手段の一つといえる。また、自動販売機設置業者に使用許可している事例では、行政処分としての使用許可により使用料を徴収しつつも、別途契約により売上高割使用料を徴収しており公法上と私法上の行為が混在しているため適正な処理とはいえず、統一を図る観点からも、行政財産の貸付制度の導入を積極的に検討され、できる限り早期の実施に向け取り組むことが望まれる。  なお、制度の導入に当たっては、自動販売機の設置状況を全庁的に一元管理できる体制の整備などにより市有財産の有効活用を図り、競争性、公平性及び透明性を確保するため貸付けに関する基準を策定し適正な運用となるよう万全を期されたい。	自動販売機の貸付けを全庁で統一的に取り扱うための基準として、令和6年10月に「金沢市自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領」を策定し、行政財産に自動販売機を設置させようとする場合は、原則として貸付けによることとするとともに、自動販売機の設置状況を総務課で一元管理することとした。  これを踏まえて、本庁舎設置の自動販売機8台を先行して貸し付けたところであり、本庁舎以外に設置している自動販売機についても原則、令和8年度までに行政財産の貸付けによる設置に移行することとした。